

第2章 カントリーレポート：米国

大山 利男

1. 主要穀物生産の概況

(1) 主要穀物の需給

米国の穀物生産量及び輸出量は、世界全体に占めるシェアが大きく、トウモロコシや大豆を中心として国際需給にきわめて大きな影響力をもつ。米国農務省「世界農産物需給見通し」(WASDE)によれば、世界貿易全体に占める米国の輸出量シェアは、年次によって変動はあるものの、概ねトウモロコシが60%前後、大豆は40%以上で推移している。

米国内での最近の穀物生産の目立った動向としては、2007/08年度はトウモロコシへの作付けシフトがすすみ大豆の作付面積が減少したことがある。トウモロコシは、エタノール需要の増加によって作付面積が増え、くわえて天候にも恵まれたため、その生産量は史上最高を記録した。また小麦も生産が回復したため、全体として米国の穀物生産は大豊作となった。需要は堅調であったが、供給の増加が需要の増加を上回ったことにより、全体として期末在庫は増加した。

2008/09年度についても、トウモロコシの豊作がつづき、小麦、大豆の生産量も増加した。記録的となった前年度には及ばないが、引き続いて高水準の穀物生産を維持した。需要面では、穀物価格の高騰や景気後退によって需要が減少したため、世界的な穀物供給の増加とあいまって期末在庫はさらに増加する結果となっている。

(2) トウモロコシ生産の動向

米国のトウモロコシ生産の中心は、コーンベルト地帯と呼ばれるアイオワ、イリノイ、ネブラスカ、ミネソタ、インディアナ、サウスダコタ、オハイオ等である。これらの地域は、同時に大豆の生産地域であり、トウモロコシと大豆の1年ごとのローテーションが一般的である。ただし近年は、価格的に有利なトウモロコシの作付け、連作が増加傾向にある。

トウモロコシ生産の動向であるが、2007/08年は作付面積、生産量とも史上最高を記録する大豊作であった。2008/09年は大豆の需給が逼迫して価格が高騰したこともあり、大豆への作付けシフトがすすみ、トウモロコシの作付面積、生産量は減少した。

2010年2月公表の農務省「世界農産物需給見通し」(WASDE)によれば、2009/10年の生産量は史上最高の3億3,410万トン(予測値)が見込まれている。天候に恵まれたことが大きな要因である。また単収は史上最高の10.37トン/ヘクタールが見込まれている。もともと単収水準は、2007/08年が9.46 t/ha、2008/09年が9.66 t/haであり、ほぼ一貫して向上している。米国のトウモロコシ生産について中長期的に楽観的にみる向きがあるとすれば、このためである。なお、トウモロコシの消費量については、飼料用需要の増加、エタノール原料用需要の増加等を反映して増加する見込みである。

(3)大豆生産の動向

大豆は、近年の価格高騰を反映して、2009/10 年の作付面積は史上最高を記録し、さらに天候に恵まれたため生産量は史上最高の 9,150 万トンが見込まれている。消費量も、畜産向け需要の回復などによる増加が見込まれる。

[参考資料]

世界と米国の穀物需給

	生産量		貿易 (輸出)		消費量		期末在庫						
	世界	米国 シェア	世界	米国 シェア	世界	米国 シェア	世界	米国 シェア					
	(百万トン)	(%)	(百万トン)	(%)	(百万トン)	(%)	(百万トン)	(%)					
小麦	2006/2007	593.7	49.3	8.3	110.7	24.7	22.3	616.9	31.0	5.0	124.4	12.41	10.0
	2007/2008	610.5	55.8	9.1	117.2	34.4	29.4	617.0	28.6	4.6	121.1	8.3	6.9
	2008/2009	682.7	68.0	10.0	142.9	27.6	19.3	639.8	34.3	5.4	163.9	17.9	10.9
	2009/2010	676.1	60.3	8.9	123.2	22.5	18.3	644.5	32.2	5.0	195.6	26.6	13.6
トウモロコシ													
コメ (精米)	2006/2007	703.9	267.6	38.0	91.8	54.0	58.8	720.2	230.8	32.0	107.3	33.11	30.8
	2007/2008	791.9	331.2	41.8	98.6	61.9	62.8	771.1	261.6	37.8	129.6	41.3	31.9
	2008/2009	791.6	307.1	38.8	82.0	47.2	57.6	775.3	259.1	33.4	146.0	42.5	29.1
	2009/2010	796.4	334.1	42.0	84.6	52.1	61.6	806.2	279.9	34.7	136.2	44.8	32.9
大豆	2006/2007	417.6	6.2	1.5	29.3	2.9	10.1	419.0	4.1	1.0	75.6	1.27	1.7
	2007/2008	433.9	6.3	1.5	31.1	3.4	10.9	428.5	4.1	1.0	80.5	0.9	1.1
	2008/2009	446.6	6.5	1.5	28.4	3.0	10.6	434.7	4.1	1.0	92.4	1.0	1.1
	2009/2010	434.7	7.0	1.6	30.9	3.2	10.4	436.5	4.1	1.0	90.7	1.4	1.5
	2006/2007	235.6	86.8	36.8	71.0	30.4	42.9	224.7	53.2	23.7	61.6	15.6	25.4
	2007/2008	221.1	72.9	33.0	79.5	31.5	39.6	229.7	51.6	22.5	53.0	5.6	10.6
	2008/2009	210.9	80.7	38.3	76.7	34.9	45.5	220.7	48.0	21.7	42.9	3.8	8.9
	2008/2009	253.4	91.5	36.1	80.6	37.4	46.4	234.8	51.4	21.9	59.8	6.7	11.2

資料: ERS/USDA, World Agricultural Supply And Demand Estimate (February, 2010).

注 1) 2008/2009 年度は見込み, 2009/2010 年度は予測.

2) 年度は, それぞれの穀物, 地域の市場年度.

3) 穀物計は, 小麦, 粗粒穀物, コメ(精米)の合計.

4) 粗粒穀物は, トウモロコシ, ソルガム, 大麦, オーツ麦, ライ麦の合計(世界は, 雑穀, 混合穀物を含む).

2. 農業経営の多様化と構造変化

(1) 米国の農場類型

米国の農業統計では、「農場」の定義は「年間 1,000 ドル以上の農産物を生産ないし販売するところ」である。年間販売額が 1,000 ドルに達しない場合でも、作付面積や家畜頭数等を換算して 1,000 ドル相当の販売額が見込める場合、これも「農場」（ポイント・ファームと呼ばれる）と見なされている。通常、農業統計にはこれらの農場も含まれている。

つぎに米国の農場類型であるが、まず「家族農場」と「非家族農場」という区分がある。家族農場については、さらに年間販売額によって 25 万ドル未満の「小規模農場」と、25 万ドル以上の商業的「大規模農場」に区分される。また小規模農場については、その質的な違いから、高齢者の経営による「退職者農場」や、農村地域に居住するとはいうもののその生計を農外所得に頼る生活の質（way of life）重視型の「農村居住/ライフスタイル型農場」という類型がある。後者のタイプは多く、農場数全体の 60%を超えている。なお、農務省経済調査局（ERS）によれば、米国全体の 1/4 以上の農場は販売額がなく、くわえて 30%の農場は販売額が 10,000 ドル未満であると指摘されている（<http://www.ers.usda.gov/Briefing/WellBeing/glossary.htm>）。米国の農業経営は、統計の平均的な数値からその実態を理解することは難しく、上記の自給的かつ零細規模の農場が多数含まれている点に十分留意しなければならない。

第 2-1 表 米国の農場類型

小規模家族農場 年間販売額 25 万ドル未満	農村居住家族農場（Rural-residence family farms）： ・退職者農場（Retirement farms） 主たる従事者（operators）が退職者の小規模農場 ・農村居住/ライフスタイル型農場（Residential/lifestyle farms） 農場従事者の主たる職業が農業以外という小規模農場 中規模家族農場（Intermediate family farms）： ・農業主業農場（Farming-occupation farms） 農場従事者の主たる職業が農業という小規模家族農場 ・低販売額農場（Low-sales farms） 年間販売額 10 万ドル未満の農場 ・高販売額農場（High-sales farms） 年間販売額 10 万ドル以上 24 万 9,999 ドル以下の農場
大規模家族農場 年間販売額 25 万ドル以上	商業的家族農場（Commercial family farms）： ・大規模家族農場（Large family farms） 総販売額 25 万ドル以上 49 万 9,999 ドル以下 ・超大規模家族農場（Very large family farms） 総販売額 50 万ドル以上
非家族農場 （Non-family farms）	家族農場に分類されないすべての農場。農業経営の主要部分が血縁、婚姻、養子による姻戚関係のある個人によって所有されていない。

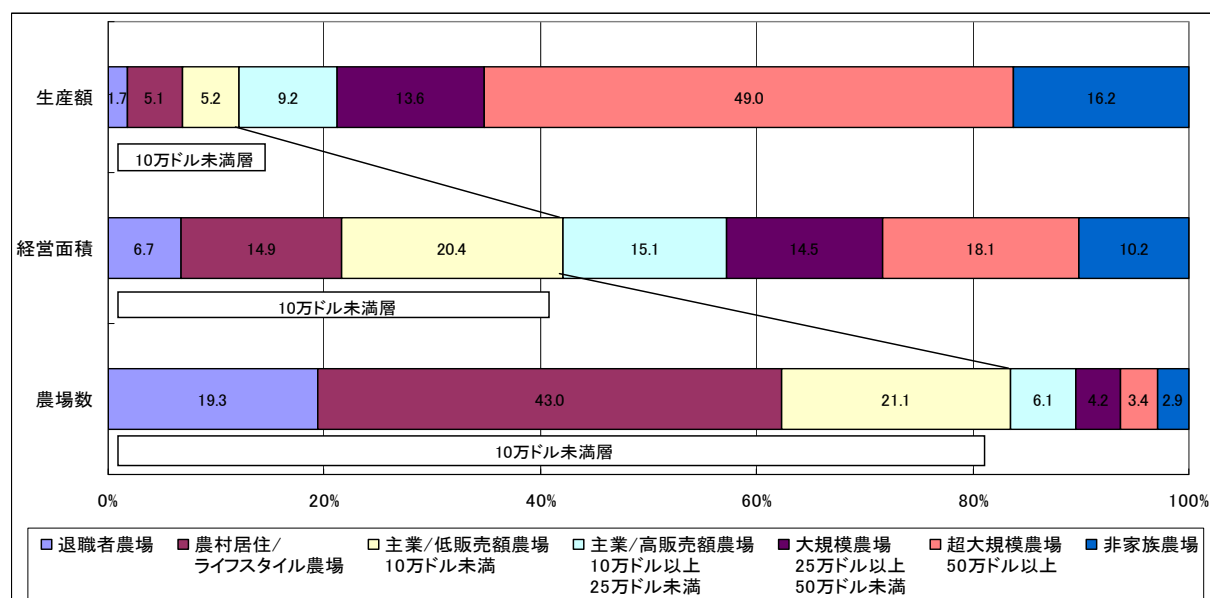
（<http://www.ers.usda.gov/Briefing/WellBeing/glossary.htm#familyfarm>）

(2)多様化がすすむ農業経営

米国の農業構造のもっとも大きな特徴は、その経営規模格差がきわめて大きいことである。第 2-1 図は、米国内の農場数、経営面積、生産額について、それぞれ販売額階層別のシェアを示している。明らかなように、小規模農場は多数を占めるがその生産額シェアはきわめて小さく、他方、大規模農場はわずかな農場数でしかないが、その生産額シェアは圧倒的に大部分を占めている。たとえば販売額 10 万ドル未満の小規模農場は、農場数で全体の 84%を占めるが、農業生産額は米国全体の 11%に過ぎない。他方、販売額 50 万ドル以上の大規模農場は、農場数で 3.4%に過ぎないが、農業生産額は米国全体の 49%である。

なお、10 万ドル未満の小規模農場について、その農業所得構造を簡単に補足説明しておく、つぎのような実態を指摘することができる。たとえば「農村居住/ライフスタイル型農場」であるが、このタイプは農場数全体の 43%を占めるが、農務省経済調査局のデータ（ERS/ARMS）を整理し直すと、その農業純利益（単純に農産物販売額と理解するならば）はわずかに 1,574 ドルであることがわかる。自家消費分等の「現金外収入」をくわえなければ、この農業純利益も農業所得もマイナスである。こういった農場では、農外所得からの持ち出しによって経営が維持されており、しかもかなり一般的な存在である（参考資料参照）。

米国内の農場数は、その推移をみると 1935 年の 681 万農場をピークにほぼ減少してきた。大規模農場の規模拡大がすすむ一方で、中小規模農場の離農、規模縮小がすすみ、農業構造の二極化がすすんできたことはよく知られている。「2007 年農業センサス」（2009 年 2 月公表）は、農業経営の二極化と経営の多様化の実態を詳しく浮き彫りにするものであった。その解説によれば、新規農場が増加しており、それは南部諸州、大都市近郊に多く見られること、また、これらの小規模農場は農業経営としては赤字であり、農外所得に大きく依存していることが指摘されており、前述のことと一致する。



第 2-1 図 米国農業における農場類型と構成比(2006 年)

注：Economic Research Service/USDA データより筆者作成

資料：<http://www.ers.usda.gov/data/arms/app/OtherDisplays.aspx?T=X99>

[参考資料]

参考資料 2-1

米国の販売額階層別にみた農場数、生産額、面積（2006 年）

	全農場	10 万ドル未満	10 万～24 万 9,999 ドル	25 万～49 万 9,999 ドル	50 万～99 万 9,999 ドル	100 万ドル以上
農場数	2,082,674	1,746,004	165,404	90,289	45,696	35,281
構成比 (%)	100.0	83.8	7.9	4.3	2.2	1.7
総生産額(1,000ドル)	226,045,269	23,877,292	26,653,796	32,149,652	31,531,695	111,832,835
構成比 (%)	100.0	10.6	11.8	14.2	13.9	49.5
総面積(1,000 エーカー)	893,270	370,140	170,283	140,122	97,311	115,415
構成比 (%)	100.0	41.4	19.1	15.7	10.9	12.9
農場当たり平均面積(エーカー)	429	212	1,029	1,552	2,130	3,271
(ヘクタール)	175	87	420	633	869	1,335
農場従事者の職業（内訳 %）						
農業	36	26	81	89	93	95
その他	44	51	15	8	4	3
定年引退者	20	23	3	3	3	2
	100	100	100	100	100	100

Source: Agricultural Resource Management Survey (ARMS), USDA.
<http://www.ers.usda.gov/data/arms/app/OtherDisplays.aspx?T=X99>

参考資料 2-2

米国の農場数の推移（販売額階層別，1996-2007 年）

年 次	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
農場総数	2,008,896	2,049,386	2,064,715	2,186,951	2,166,061	2,149,388	2,152,415	2,120,819	2,107,925	2,094,876	2,082,674	2,069,371
販売額階層別割合 (%)												
\$50,000 未満	74.1	74.2	75.3	76.6	75.6	76.0	75.9	76.2	76.0	75.9	76.0	76.6
\$50,000 - \$249,999	17.8	19.2	16.8	16.7	17.7	16.8	16.7	16.3	16.0	16.1	15.8	14.9
\$250,000 - \$499,999	5.0	4.0	4.7	3.7	3.8	4.1	4.1	4.1	4.2	4.3	4.3	4.5
\$500,000 - \$999,999	2.0	1.7	2.1	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	2.3
\$1,000,000 以上	1.1	0.9	1.2	1.2	1.0	1.3	1.3	1.3	1.6	1.7	1.7	1.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
家族農場数	1,961,659	2,011,571	2,022,422	2,147,575	2,121,492	2,094,322	2,114,826	2,084,715	2,060,822	2,034,048	2,021,903	2,018,706
家族農場数の割合 (%)	97.6	98.2	98.0	98.2	97.9	97.4	98.3	98.3	97.8	97.1	97.1	97.6

Source: 1996-2007 USDA Agricultural Resource Management Survey, all versions.
(<http://www.ers.usda.gov/Briefing/WellBeing/Data/FamilyandNonfamilyFarmsbySize.xls>)

参考資料 2-3

米国の農場従事者世帯の所得構造（営農類型別，2006 年）

	全農場	穀物 全般	小麦	トウモロコシ	大豆	タバコ 綿花 落花生	その他 作物	果物 野菜 種苗	肉牛	肉豚	家禽	酪農	畜産 全般
農場従事者世帯数	2,021,903	68,941	25,554	100,055	67,403	9,949	463,559	132,669	691,129	19,630	33,633	56,985	352,397
構成比 (%)	100.0	3.4	1.3	4.9	3.3	0.5	22.9	6.6	34.2	1.0	1.7	2.8	17.4
農場従事者世帯総所得 平均(ドル)	81,251	81,762	60,804	93,770	76,334	65,353	81,354	127,283	74,348	144,284	72,476	72,247	75,325
農業所得	8,750	23,749	14,483	28,808	12,217	25,519	1,495	49,976	2,990	76,021	29,043	43,695	-7,450
農外所得	72,502	58,013	46,321	64,961	64,116	39,834	79,859	77,307	71,358	68,263	43,433	28,552	82,774
世帯総所得に占める農業所得の割合 (%)	10.8	29.0	23.8	30.7	16.0	39.0	1.8	39.3	4.0	52.7	40.1	60.5	-9.9
世帯総所得に占める農外所得の割合 (%)	89.2	71.0	76.2	69.3	84.0	61.0	98.2	60.7	96.0	47.3	59.9	39.5	109.9
米国平均世帯所得に対する農場従事者世帯の所得 (%)													
	122	123	91	141	115	98	122	191	112	217	109	109	113
世帯所得がプラスの従事者世帯 (%)													
農業による損失がある	55	26	25	30	38	5	59	36	58	40	31	10	82
農業所得が 0-24%	20	21	15	19	27	51	26	19	21	12	10	9	9
農業所得が 25-49%	7	12	10	12	11	12	5	13	7	12	10	12	2
農業所得が 50-74%	5	12	17	14	8	4	3	8	4	7	13	15	2
農業所得が 75%以上	7	19	16	16	10	20	3	16	4	21	26	40	2
世帯所得がマイナスの従事者世帯 (%)	6	10	17	10	7	8	4	9	5	9	10	13	4
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

Source: Agricultural Resource Management Survey (ARMS), USDA.
<http://www.ers.usda.gov/data/arms/app/OtherDisplays.aspx?T=X99>

参考資料 2-4

米国の農場従事者世帯の所得構造 (販売額階層別, 2006 年)

	全農場	10 万ドル未満	10 万ドル以上 25 万ドル未満	25 万ドル以上 50 万ドル未満	50 万ドル以上 100 万ドル未満	100 万ドル以上
農場従事者世帯数	2,021,903	1,708,311	155,448	86,465	41,854	29,824
構成比 (%)	100.0	84.5	7.7	4.3	2.1	1.5
農場従事者世帯総所得 平均(ドル)	81,251	72,829	76,947	102,330	156,158	419,861
農業所得	8,750	-2,677	24,597	42,784	101,300	352,103
農外所得	72,502	75,506	52,350	59,545	54,859	67,758
世帯総所得に占める農業所得の割合 (%)	10.8	-3.7	32.0	41.8	64.9	83.9
世帯総所得に占める農外所得の割合 (%)	89.2	103.7	68.0	58.2	35.1	16.1
米国平均世帯所得に対する農場従事者世帯の所得 (%)	122	109	116	154	235	631
世帯所得がプラスの従事者世帯 (%)						
ただし農業による損失がある	55	63	15	9	7	4
農業所得が 0-24%	20	22	13	8	7	6
農業所得が 25-49%	7	6	17	13	9	8
農業所得が 50-74%	5	3	18	18	16	12
農業所得が 75%以上	7	2	25	34	46	55
世帯所得がマイナスの従事者世帯 (%)	6	4	12	17	15	15
	100	100	100	99	100	100

Source: Agricultural Resource Management Survey (ARMS), USDA.

<http://www.ers.usda.gov/data/arms/app/OtherDisplays.aspx?T=X99>

3. 米国の砂糖産業と利益団体

(1) 米国の政策決定プロセスと砂糖産業

米国では、農業政策決定において農業利益団体が大きな政治力を発揮するといわれている。これは、連邦政府レベルの政策形成、政策決定が一般に議会（立法府）を中心とするものであり、制度的に議会は法案作成と予算決定の絶対的権限をもっているためである。ただし「現代大統領制」では、大統領のつよいリーダーシップが期待される傾向もあり、現実には「議会と大統領の綱引き」のなかで政策決定されている、とみることができる。農業利益団体は、これらの政策決定に関与する議会メンバー（有力議員）や大統領府スタッフ等に対して活発なロビー活動を展開し、政策決定に大きな影響力を行使しようとするのである。

さて、米国の農業政策決定プロセスについて、以下では事例研究として米豪 FTA 交渉（2003 年 3 月交渉開始、2004 年 2 月合意）を取りあげる。米豪 FTA 交渉は、ともに自由貿易を推進する先進国同士の協定であり、両国が自らの輸入センシティブ品目をどのように扱うのかが国際的に注目されていた。論争点は広範囲に及び、焦点となったのは農業分野だけではなく、ここでは砂糖の例外化プロセスを取りあげることにした。砂糖にとくに注目する理由は、①もともと砂糖の生産者団体が米国の農業政策においてきわめて大きな政治力を発揮してきたと評されていること、②砂糖が対外的に輸入センシティブ品目となっており、FTA 交渉はその複雑な利害関係と矛盾点を表面化させ、興味深い政策決定、交渉過程を経たのではないかと推測されること、である。米豪 FTA 交渉は、結果的に米国が砂糖だけを協定事項から除外する（一切の市場アクセス改善を認めない）ことを決定し、豪州側もそれを受け入れることで締結される。他の品目が例外なく関税撤廃や TRQ 無税枠の拡大などのアクセス改善をはかったのに、なぜ砂糖だけが例外化されたのであろうか。それは、どのようなプロセスを経て可能になったのであろうか。

本節では、まず米国の砂糖産業とその利益団体の概要をみる。つぎに次節では、米豪 FTA 交渉における砂糖の例外化プロセスを明らかにし、米国における農業政策決定プロセスの特質の一端を検討することにした。

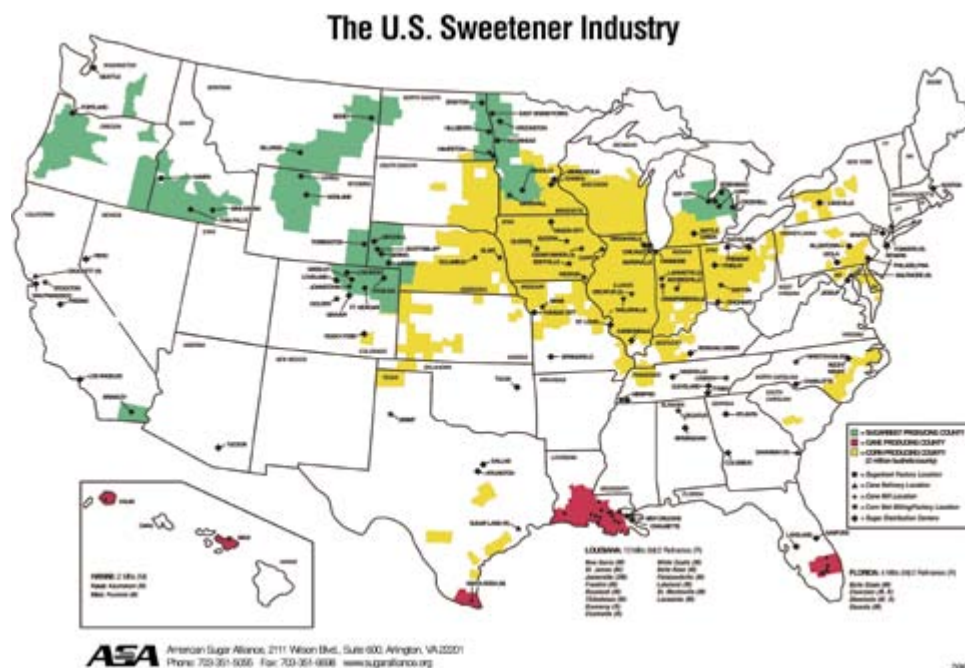
(2) 砂糖生産の地域分布

はじめに第 3-1 図は、米国の砂糖生産（および甘味料生産を含む）の地域分布を示している。シュガービート（甜菜）の生産地域は 11 州で、概ね 5 つの生産地域に分けられる。5 つの地域とは、五大湖（ミシガン）、中西部北部（ミネソタ、ノースダコタ）、大平原（コロラド、モンタナ、ネブラスカ、ワイオミング）、太平洋岸北西部（アイダホ、オレゴン、ワシントン）、南西部（カリフォルニア）である。

他方、サトウキビの生産地域は、フロリダ、ルイジアナ、テキサス、ハワイの 4 州に限られる。また、トウモロコシを原料とする甘味料（異性果糖 HFCS）はコーンベルト地帯を

中心に広く生産されている。砂糖は、その生産工程の特性として、原材料のシュガービート、サトウキビの栽培から加工（粗糖生産）にいたる一連の生産工程が地域内で統合されている。このため、栽培農家と加工施設（製糖会社）とは運命共同体の関係になっているといえる。

第 3-1 表は、米国内の砂糖生産と需給概況を示している。総生産量には多少の豊凶変動があるが、概ね 800 万 STRV（ショートトン、粗糖換算）前後で推移している。生産量が落ち込んだ 2005/06 年、2008/09 年については、その分の輸入量が増加したため、やはり全体の供給量は安定して推移した。またシュガービートとサトウキビの粗糖生産量割合はほぼ半々であるが、これは政策的に販売量割当が決められているためである。現在、シュガービートから生産される粗糖（甜菜糖）が若干多く、米国の生産量全体の 6 割弱を占めている。この国内生産量の割当は、輸入数量割当と同様で、厳格に運用されているという。



第 3-1 図 米国の砂糖・甘味料生産の地域分布

出典：アメリカ砂糖連盟（ASA）提供資料

第 3-1 表 米国の砂糖の需給概況

単位：1,000 STRV (short tons, raw value)

	2003/04	2004/05	2005/06	2006/07	2007/08	2008/09	2009/10
期首在庫	1,670	1,897	1,332	1,698	1,799	1,660	1,451
総生産量	8,649	7,876	7,399	8,445	8,152	7,484	7,942
ビート（甜菜糖）	4,692	4,611	4,444	5,008	4,721	4,166	4,500
サトウキビ（甘蔗糖）	3,957	3,265	2,955	3,438	3,431	3,318	3,442
フロリダ	2,154	1,693	1,367	1,719	1,645	1,577	1,665
ルイジアナ	1,377	1,157	1,190	1,320	1,446	1,397	1,500
テキサス	175	158	175	177	158	152	140
ハワイ	251	258	223	222	182	192	137
総輸入量	1,750	2,100	3,443	2,080	2,620	3,082	2,157
TRQ 輸入	1,226	1,408	2,588	1,624	1,354	1,370	1,257
その他プログラムの輸入	464	500	349	390	565	308	350
プログラム外の輸入	60	192	506	66	701	1,404	550
総供給量	12,070	11,873	12,174	12,223	12,571	12,226	11,550
総輸出量	288	259	203	422	203	137	150
その他	23	94	-67	-132	0	0	0
国内使用量、消費量	9,862	10,188	10,340	10,135	10,708	10,638	10,325
総使用量（需要量）	10,172	10,542	10,476	10,424	10,912	10,775	10,475
期末在庫	1,897	1,332	1,698	1,799	1,660	1,451	1,075

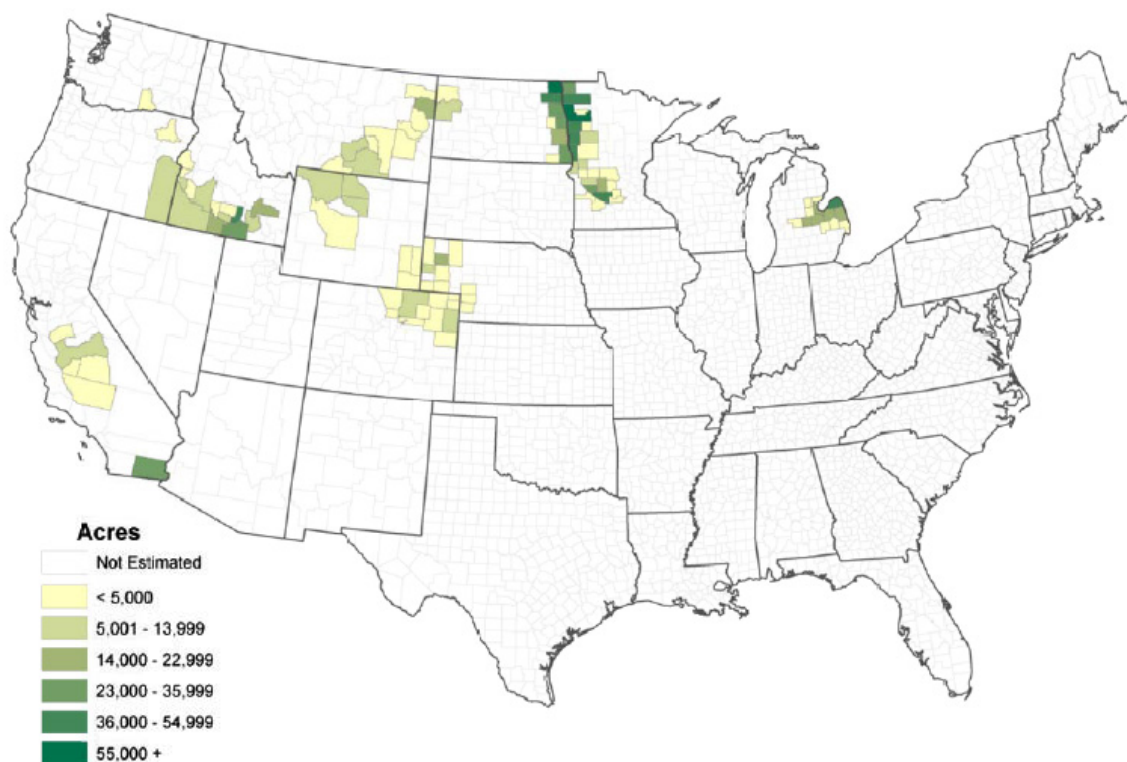
出典：Stephen Haley, et.al., 2010. Sugar and Sweeteners Outlook/SSS-M-259, Economic Research Service, p.13.

[シュガービート(甜菜糖)生産地域]

シュガービートの生産地域は 11 州で、5 つの地域に分布する。5 つの地域とは、五大湖（ミシガン。なおオハイオは 2005 年より作付けおよび生産量ともなくなる）、中西部アッパーミッドウェスト（ミネソタ、ノースダコタ）、大平原（コロラド、モンタナ、ネブラスカ、ワイオミング）、太平洋岸北西部（アイダホ、オレゴン、ワシントン）、南西部（カリフォルニア）である。第 3-2 図は、それらの生産地域についてカウンティ（郡）単位で作付面積をプロットしたものである。栽培農場と精糖工場は近接して立地する必要がある、この図はその地域的な集中のようすをよく示すものとなっている。

第 3-2 表は、州別のシュガービートの収穫面積と生産量を示している。地域によって単収差と経営規模格差があるが、ミネソタ、ノースダコタ、アイダホ、ミシガン等が有力な産地を形成している。

なお、後述する砂糖産業の政治力についてみる場合、より重要性があるのは農場数であり農業者数である。選挙時の投票数に直結するからである。第 3-3 表は、農場数と収穫面積の増減を示している。農場数が絶対的に多いのはミネソタ、ミシガン、ノースダコタ、アイダホであるが、これらの州では農場数の減少が比較的緩慢であり、収穫面積はむしろ増加した。その一方で、多くの州では農場数が大幅に減少していることがわかる。



第 3-2 図 ビートの収穫面積(カウンティ単位, 2004 年)

出典：Stephen Haley and Mir Ali (2007) Sugarcane Backgrounder, USDA/ERS, SSS-249-01, July 2007, p.7

第 3-2 表 州別ビート収穫面積(1,000 エーカー)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
五大湖									
ミシガン	166.0	166.0	177.0	178.0	163.0	152.0	154.0	149.0	136.0
オハイオ	0.8	0.6	1.8	1.9	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0
小計	166.8	166.6	178.8	179.9	164.7	152.0	154.0	149.0	136.0
北部中西部									
ミネソタ	430.0	426.0	476.0	487.0	470.0	460.0	477.0	481.0	399.0
ノースダコタ	232.0	237.0	258.0	255.0	246.0	243.0	243.0	247.0	197.0
小計	662.0	663.0	734.0	742.0	716.0	703.0	720.0	728.0	596.0
大平原									
コロラド	53.6	36.8	39.5	27.4	33.5	34.3	38.0	29.2	28.6
モンタナ	55.2	53.5	55.9	51.5	52.1	49.9	48.5	47.0	30.7
ネブラスカ	54.8	41.4	42.0	42.4	47.5	45.3	57.8	44.3	37.3
ワイオミング	56.1	41.6	36.0	33.7	35.6	35.9	40.1	30.2	27.1
小計	219.7	173.3	173.4	155.0	168.7	165.4	184.4	150.7	123.7
西部									
カリフォルニア	92.5	44.7	49.5	50.1	48.9	44.1	43.1	39.1	25.4
アイダホ	191.0	179.0	210.0	207.0	192.0	167.0	187.0	167.0	116.0
オレゴン	13.7	9.7	11.0	9.8	12.6	9.7	13.1	11.0	5.9
ワシントン	27.3	7.1	4.0	4.0	3.8	1.7	2.0	2.0	1.6
小計	324.5	240.5	274.5	270.9	257.3	222.5	245.2	219.1	148.9
米国 総計	1,373.0	1,243.4	1,360.7	1,347.8	1,306.7	1,242.9	1,303.6	1,246.8	1,004.6

第 3-2 表(つづき) 地域別ビート生産量(1,000 ショートトン)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
五大湖									
ミシガン	3,403	3,220	3,204	3,400	3,439	3,238	3,573	3,487	3,903
オハイオ	17	12	37	46	37	0	0	0	0
小計	3,420	3,232	3,241	3,446	3,476	3,238	3,573	3,487	3,903
北部中西部									
ミネソタ	9,245	7,796	8,854	10,032	9,823	9,384	11,877	11,448	9,855
ノースダコタ	5,127	4,290	4,799	5,202	4,846	4,568	6,318	5,706	5,102
小計	14,372	12,086	13,653	15,234	14,669	13,952	18,195	17,154	14,957
大平原									
コロラド	1,206	824	794	644	838	833	889	765	758
モンタナ	1,319	1,150	1,096	1,308	1,131	1,143	1,310	1,161	823
ネブラスカ	1,112	840	760	861	1,050	924	1,347	1,041	843
ワイオミング	1,156	857	659	752	812	801	798	658	664
小計	4,793	3,671	3,309	3,565	3,831	3,701	4,344	3,625	3,088
西部									
カリフォルニア	3,145	1,596	1,960	1,959	1,995	1,636	1,556	1,388	1,008
アイダホ	5,596	4,636	5,103	6,044	5,510	4,526	5,928	5,745	3,619
オレゴン	412	290	301	301	396	311	394	351	195
ワシントン	803	253	140	161	144	69	74	84	67
小計	9,956	6,775	7,504	8,465	8,045	6,542	7,952	7,568	4,889
米国 総計	32,541	25,764	27,707	30,710	30,021	27,433	34,064	31,834	26,837

Sources: "Crop Production," National Agricultural Statistics Service; "Sweetener Market Data," Farm Service Agency, USDA; and the World Agricultural Supply and Demand Estimates report, USDA.

第 3-3 表 ビート生産農場数, 収穫面積

	農場数			収穫面積 (1,000 エーカー)		
	1997	2002	増減率 (%)	1997	2002	増減率 (%)
カリフォルニア	456	228	-50.0	104.4	55.7	-46.6
コロラド	544	312	-42.6	67.4	39.4	-41.9
アイダホ	926	655	-29.3	195.9	202.9	3.6
カンザス	3	1	-66.7	NA	NA	NA
ミシガン	1,164	989	-15.0	160.1	180.1	12.4
ミネソタ	1,536	1,369	-10.9	446.0	476.6	6.9
モンタナ	408	282	-30.9	58.1	56.0	-3.6
ネブラスカ	366	184	-49.7	59.5	41.3	-30.6
ノースダコタ	901	694	-23.0	239.0	260.2	8.9
オハイオ	34	21	-38.2	1.9	1.5	-17.5
オレゴン	173	101	-41.6	19.6	11.3	-42.2
ユタ	NA	3	NA	NA	NA	NA
ワシントン	59	7	-88.1	17.8	3.7	-79.1
ワイオミング	360	181	-49.7	65.3	36.1	-44.7
合計	7,057	5,027	-28.8	1,449.8	1,365.8	-5.8

出典：Stephen Haley and Mir Ali (2007) Sugarcane Background, USDA/ERS, SSS-249-01, July 2007, p.9

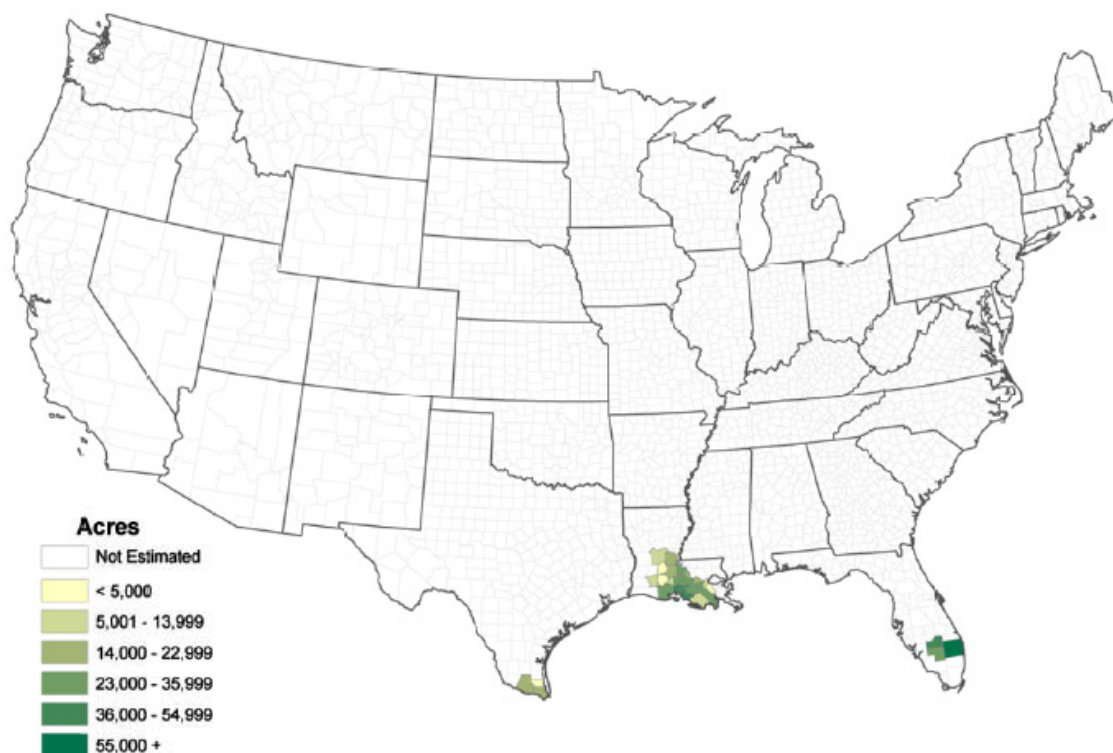
資料：USDA, National Agricultural Statistics Service, Census of Agriculture.

注：第 3-2 表と本表ではデータが異なるため数値に若干ちがうところがある。

[サトウキビ(甘蔗糖)生産地域]

サトウキビを生産するのは、フロリダ、ルイジアナ、テキサス、ハワイの 4 州に限られる。第 3-1 表に示したように、とくにフロリダは生産量をもっとも多く、2007/08 年度の実産量は 165 万 STRV であった。これは、米国のサトウキビ砂糖(甘蔗糖)生産量の半分ちかい 48%を占め、シュガービート砂糖生産量と合わせた全体生産量でも約 20%を占める数量である。生産量が微減傾向にあるとはいえ、フロリダはなお米国内の最大生産地域である。

なお第 3-3 図に示されるように、フロリダ州内のサトウキビ栽培はパームビーチ郡(Palm Beach)の Belle Glade 地域とヘンドゥリ郡(Hendry)の Clwiston 地域に集中する。両地域は地続きであり、全米一の精糖工場を中心として広大な栽培地域となっている。



第 3-3 図 サトウキビの収穫面積(カウンティ単位, 2004 年)

出典: Stephen Haley and Mir Ali (2007) Sugarcane Background, USDA/ERS, SSS-249-01, July 2007, p.13

(3) 米国の砂糖政策の概要

米国の砂糖政策を構成するのは、価格支持融資制度、関税割当、販売割当である。ただし現実には、関税割当と販売割当によって流通量が管理されており、価格支持が発動されることはほとんどないのが実状である。

関税割当について、1933 年農業調整法に基づく輸入制限が UR 合意において廃止されており、輸入規制は関税割当に移行している。この割当数量は 112 万トン（2008 年）で、対象はカリブ諸国をはじめとして 40 カ国である。NAFTA による対メキシコの無税枠（2001～07 年、年間 25 万トン）が 2008 年 1 月に撤廃されたため、目下の問題はメキシコからの輸入増加が懸念されていることである。また 2009 年発効の CAFTA により、中米 5 カ国に対して無税枠 10.7 万トンが追加されている。

また国内の販売割当について、米国政府はシュガービートおよびサトウキビの生産調整を行っていないが、加工業者に対して粗糖の販売割当数量を設定しており、これが間接的に生産調整機能を果たしている。ここでは立ち入らないが、砂糖の需給に影響を与える政策としてその他に、エタノール向け砂糖プログラム、輸出振興政策（砂糖再輸出プログラム）、現物支払制度（PIK: Payment In-Kind）、販売課徴金、砂糖貯蔵施設融資プログラム等がある。

(4) 砂糖産業の利益団体

米国の砂糖産業界の利益を代表する中心団体は「アメリカ砂糖連盟」(American Sugar Alliance, 以下「ASA」と記す)である。ASAは、シュガービートおよびサトウキビの生産者(農場および生産組合等)、加工業者、精糖業者、供給業者、労働者、その他によって構成される。米国の砂糖業界は、個々の経済事業を別とすれば、このASAを頂点として、その他の個別部門ないし各地域の団体がさまざまな支援事業、普及啓発、政治活動等を展開する。

サトウキビについては「サトウキビ連盟」(Sugar Cane League, Inc.)とその傘下組織があり、シュガービートについては「アメリカ・シュガービート栽培者協会」(American Sugarbeet Growers' Association)や「米国ビートシュガー協会」(United States Beet Sugar Association)等がある。前者は、生産者・生産農場で構成する組織であり、後者は加工、販売を行う生産者組合、会社組織で構成する産業団体である。いずれもワシントン D.C.に本部を置く。また異性果糖(HFCS)等を生産する甘味料業界は、砂糖団体との利害関係が複雑であるが、その代表格として「トウモロコシ精製業者協会」(Corn Refiners Association)がある。

[アメリカ砂糖連盟(ASA)]

アメリカ砂糖連盟(以下「ASA」と記す)は、砂糖産業界の利益を代表する中心団体である。米国内で1社を除くすべてのシュガービートおよびサトウキビの生産者、製糖・精製工場等の事業者、業界組織等によって構成される。トウモロコシ甘味料生産者については、かつて数社が会員となっていたが、現在は脱退しているということである。その理由は、NAFTA締結時に貿易政策をめぐる意見が食い違ったため、彼らは貿易自由化を支持したが、砂糖産業界は全体としてそうではなかったということである(ASA事務局 JackRoney氏による)。

第3-4図は、ASAの執行委員会の構成を示している。シュガービートについては、生産12州を代表する生産者団体(American Sugarbeet Growers Association)と加工業者団体(U.S. Beet Sugar Association)が、またサトウキビについては生産4州からそれぞれ1団体ないし2団体が名を連ねている。5人の理事は、執行委員会の構成団体と重複するが、シュガービート生産者の代表1人、シュガービート加工業者の代表1人、サトウキビ生産者団体から3人が選出されている。ちなみにASAの会長Carolyn Cheney女史は「Sugar Cane Growers Cooperative of Florida」、副会長James Johnson氏は「United States Beet Sugar Association」、事務局/財務担当Jack Pettus氏は「American Sugar Cane League」、理事Luther Markwart氏は「American Sugarbeet Growers Association」、理事Ryan Weston氏は「Florida Sugar Cane League, Rio Grande Valley Sugar Growers, Hawaii Sugar Farmers」の利益代表者でもある。理事の5人は、それぞれのロビイストとコンタクトがあるということ(ASA事務局 JackRoney氏による)、砂糖団体のワシントンでのロビー活動は複層的なものであることが伺われる。

ASA の財政基盤は、会員組織からの会費収入である。ASA の活動経費を、会員全体で担するというもので、各会員の事業高（砂糖販売額）に応じて支払額が決定されているということである。ASA の収支は非公開である。



第 3-4 図 アメリカ砂糖連盟(ASA)の執行委員会の構成

出典： <http://www.sugaralliance.org/images/doc/ASAflowchart.pdf>

[サトウキビ連盟 (Sugar Cane League, Inc.)]

サトウキビ生産者は、シュガービート生産者のような全国組織をもたないが、「サトウキビ連盟」(Sugar Cane League)が緩やかな連合組織として活動する。ワシントン D.C.に事務所をおき、サトウキビ生産者のワシントンでの政治活動等の連絡調整や、各地からの訪問団への活動支援を行っている。この組織を構成するのは、フロリダ・サトウキビ連盟 (Florida Sugar Cane League, Inc.) が中心となり、テキサス・リオグランデバレー砂糖生産者組合 (Rio Grande Valley Sugar Growers, Texas)、ハワイ砂糖農業者組合 (Hawaii Sugar Farmers) である。理事会は、各団体の代表者で構成されるが、フロリダからは 2 名 (2 大砂糖生産者)、さらにルイジアナのアメリカ・サトウキビ連盟 (American Sugar Cane League) の代表者をくわえた 5 人の理事で構成される。各団体の概要はつぎのとおりである。

フロリダ・サトウキビ連盟 (Florida Sugar Cane League, Inc.)

フロリダ・サトウキビ連盟は、フロリダの砂糖生産者、加工業者による非営利の産業団体で、1964 年の発足である。二大生産者の「U.S. Sugar Corporation」社と「Florida Crystals Corporation」社が会員である。フロリダ・サトウキビ連盟によれば、フロリダの砂糖産業は州内で 31 億ドルの経済効果があり、2 万 5,000 人の直接雇用があるという。

- U.S. Sugar Corporation 社

米国最大のサトウキビ砂糖生産者であり精糖・加工業者である。農場は 18 万 7,858 エーカーにおよび, Hendry, Glades, Palm Beach 郡に広がり, 約 1,700 人の直接雇用がある。

Clewiston にある製糖加工場 (raw sugar mill) を直接経営し, 収穫シーズン (10 月～4 月) の 1 日当たりサトウキビ粉砕処理能力は 4 万トンである。また同じ敷地内に精糖工場 (Clewiston Refinery) を稼働させており, 2003 年に製造工程のすべてが一貫生産, 製造できるようになった。U.S. Sugar Corporation 社の砂糖生産量は年間約 70 万トンで, これは米国内の砂糖生産量の 10% に達するということである。

なお U.S. Sugar Corporation 社は, 他に肉牛生産部門を経営していたが, 1985 年に柑橘生産に転換し, 現在はフロリダで有数のオレンジ生産, オレンジジュース製造業者 (濃縮果汁還元ではない NFC オレンジジュースの生産者としては最大。Tropicana の NFC ジュースの最大の原料供給者) でもある。また鉄道を所有し, 農場と加工施設 (製糖工場等) をつなぐ内部輸送のほか, 他社鉄道 (CXS) に接続しており地域外への輸送に貢献している。1994 年, サウス・セントラル・フロリダ・エクスプレス鉄道を買収している。

U.S. Sugar Corporation 社は, 一つのアグリビジネス会社として地域経済に大きく貢献しているが, 地域社会活動にも積極的に取り組み, 地域社会に不可欠な存在となっている。

- Florida Crystals Corporation 社

Florida Crystals Corporation 社は, Alfonso Fanjul と Jose Fanjul の兄弟がキューバから移住して 1960 年に設立した製糖会社である。現在, 会社工場はフロリダのほか, カリフォルニア, ルイジアナ, ニューヨーク, メリーランド, カナダ, メキシコに展開しており, 会社全体の砂糖生産量は年間 400 万トンである。生産された砂糖は「Domino」, 「C & H」, 「Florida Crystals」, 「Redpath」, 「Jack Frost」のブランドで販売されている。なお Florida Crystals Corporation 社は, ファンフル (Fanjul) 兄弟の一族企業として知られており, 両兄弟による多額の政治献金, 選挙協力が新聞報道されている。

テキサス・リオグランデバレー砂糖生産者組合 (Rio Grande Valley Sugar Growers, Texas)

テキサス南部の 100 人の農業者が 1970 年に設立した協同組合である。現在, 約 125 人の農業者が, 3 つのカウンティにまたがる 4 万エーカー以上の農地でサトウキビを栽培する。また製糖工場は, 年間 150 万トンのサトウキビを処理し, 16 万トンの粗糖, 6 万トンの糖蜜を生産する。その産出額はリオグランデバレー地域の地域経済の 10% を占めるという。この組合による雇用は, 185 人のフルタイム職員と, 276 人の季節労働者である。その支払総額は 1,200 万ドルを超えており, 地域経済にとって大きな位置を占めているということである。

ハワイ砂糖農業者組合 (Hawaii Sugar Farmers)

ハワイ砂糖農業者組合 (HC & S) は, マウイ島でサトウキビを栽培し, さらに製糖工場

で砂糖を生産する事業者組織である。マウイ島中部のサトウキビ農園は3万7,000 エーカーで、Puunene 製糖工場では年間 20 万トン以上の砂糖を生産する。これはハワイ全体の砂糖生産量の 60%を超える数量である。900 人以上を雇用しており、島内最大の事業所となっている。生産された砂糖は「Maui Brand Hawaiian Raw Sugar」の商標で販売される。

アメリカ・サトウキビ連盟 (American Sugar Cane League)

ルイジアナの砂糖生産者、加工業者によって 1922 年に設立された非営利団体である。発足当時、ルイジアナのサトウキビ産業はサトウキビの病気の脅威にさらされていたという。この団体は、その対策として調査研究を行うことを目的として設立された。経済事業を行うのではなく、農務省農業研究局 (ARS) やルイジアナ農業試験場と協力して技術改良・普及に取り組んでいる。

(5) 砂糖団体の地域政治力

アメリカ砂糖連盟 (ASA) は、砂糖産業の経済指標を示すデータのほか、政府への意見や活動方針を表明したポジションペーパーを随時公表している。2003 年 6 月 6 日に通商代表部 (USTR) および労働省宛てに提出した要請書は、米豪 FTA 交渉が開始されて間もない時期であり、当然、米豪 FTA 交渉に反対の立場を表明したものである。論点はいくつかあるが、そのポイントは砂糖産業が有する雇用および地域経済への影響が小さくないことを強調している点である。このことは、砂糖生産者以外にも関連産業を含めた直接、間接の雇用が少なくないこと、つまり利害をもつ労働者を有権者と見なせば、彼らが選挙時の地域における投票数を左右する。ASA は、米豪 FTA が砂糖市場に破壊的な影響を及ぼすとして、つぎのように警告する。

「豪州産の砂糖について、その関税を削減ないし撤廃することは国内市場の大きな不安定要因、急速な生産者価格と所得の低下、雇用の大幅な喪失になるだろう。くわえて深刻な価格の落ち込みは、議会が定めている砂糖プログラムを効果的ではないものにし、農務省/商品融資公社 (CCC) の予算支出をもたらし、米国政府に大きな損失をもたらすだろう」。

また、ASA が引用した米国・国際貿易委員会 (ITC) の公表資料によれば、米国の砂糖産業の直接雇用は 61,304 人 (1999 年、フルタイム換算 FTE) であり、2001 年の研究報告「The Importance of the Sugar and Corn Sweetener Industry to the U.S. Economy」(LMC International Ltd.) によれば、さらに 8,800 人 (フルタイム換算 FTE) の間接雇用があるということである。この間接雇用には、資材・サービスを砂糖産業に直接供給する産業のほか、種子、肥料、化学資材、作付け・耕起・収穫・輸送機械の製造業等に従事する雇用が含まれる。ASA は、米豪 FTA によってこれらの雇用の大きな部分が失われるだろうと警告する。しかもその雇用喪失の多くは、とくにグレートプレーンズ (大平原) 北部地域、ハワイ諸島、ルイジアナ南部地域といった、その他の雇用機会がとても限られた地域で深刻であると指摘する。このことは、限られた地域とはいえ、その地域で砂糖団体が強力な政治力をもつこと

の大きな要因ともいえる。

第 3-4 表 米国内の砂糖産業による雇用(1999 年)

	フルタイム換算 (人)
サトウキビ (甘蔗) 生産	19,728
シュガービート (甜菜) 生産	24,287
サトウキビ (粗糖) 加工	4,921
サトウキビ砂糖精製	3,984
シュガービート砂糖精製	8,404
合計	61,304

資料：アメリカ砂糖連盟 (ASA)

SUBMISSION OF THE AMERICAN SUGAR ALLIANCE

Office of the United States Trade Representative

United States Department of Labor

Request for Public Comment on Review of the Employment Impact of
the Proposed U.S.-Australia Free Trade Agreement

June 6, 2003

4. 米豪 FTA 交渉にみる米国の政策決定プロセス

(1) 米豪 FTA 交渉と砂糖産業

米豪 FTA 交渉 (2003 年 3 月交渉開始, 2004 年 2 月合意) は, 自由貿易を推進する先進国同士の協定であり, 両国が自らの輸入センシティブ品目をどのように取り扱ったのかは興味深い点である。最終的にこの米豪 FTA は, 農産物のなかでも輸入センシティブ品目の代表格の砂糖について, 米国側が自国への市場アクセス改善を認めないことを決定し, 豪州側もそれを受け入れることで締結された。砂糖は, 豪州側が輸出品目として関心が強く, 牛肉, 乳製品と並んで米国側に対して最後までその市場アクセス改善を求めたが, 砂糖だけが例外化されたのである。そこで, 米国内でどのような背景や経緯があったのか, どのようなプロセスを経て政策決定されたのか明らかにする。なお, 以下はポイントだけを述べ, 事実関係を整理したものを参考資料としてあとに掲載した。

(2) 米豪 FTA 交渉の経過

[2001 年 4 月～] 協議開始に向けた米国産業界の動き

米豪 FTA の協議開始に向けて, 豪州政府は当初より積極的姿勢をみせていた。2001 年 4 月, 豪州政府の外務貿易大臣マーク・ヴェイルはワシントンを訪れ, 2001 年 1 月に発足したばかりのブッシュ政権の新閣僚たちと会合をもち, WTO 新ラウンドの重要性, 米豪 FTA の可能性等について議論したとされる (事実関係についてとくに断りがないものは Inside

U.S. Trade の記事に基づく。章末の参考資料も同じ)。また同年 6 月、豪州政府は国際経済センター (CIE) に委託していた研究報告書「豪米 FTA の可能性」を公表し、試算データ等をもとに米豪 FTA の経済効果を強調し、協議開始に前向きな姿勢を示しつつけた。

他方、米国内では反対派も少なくはなかった。だが、米豪 FTA に向けて大きな推進力をつくったのが「米豪 FTA 推進同盟」(AAFTAC)である。この同盟は、2001 年 7 月 12 日に発足し、米国内の産業界、経済利益関係者ら 5,000 人以上が参加した。上下両院からは議員 9 人が賛同者の意を表明して名前を連ねた。

ブッシュ政権についてみると、2001 年 7 月 30 日にパウエル国務長官が「米豪 FTA について本格的に検討することを約束する」と発言する。これは、米豪間の政治外交、防衛協力、アジア太平洋地域の問題等について毎年行われている豪米閣僚協議 (AUSMIN) の直後の記者発表であった。つまり、折しもイラク戦争において築いていた両国の緊密な協力関係もふまえるならば、ブッシュ政権が米豪 FTA に対して込めた意味合いは、経済だけでなく多分に政治的、軍事的なものを含めたトータルな関係強化であったと推測される。このことは、その後の情報誌 (Inside U.S. Trade 等) の論説でも見られ、また筆者が行った米国の農業団体関係者へのインタビュー (2010 年 1 月) からもうかがえる。

ただし、ブッシュ政権は一貫して米豪 FTA に前向きな姿勢を見せていたわけではない。とくに農業は大きな焦点であり、多くの農業団体がこぞって米豪 FTA 交渉に強い反対の意思表示をしていたからである。そのことを受けて、ブッシュ政権は曖昧な姿勢も示している。2002 年 7 月、ヴェネマン農務長官は「国内農業保護に配慮すること」を強調した発言をしている。のちにボークス上院財政委員会委員長 (民主、モンタナ州選出) は通商代表部 (USTR) のゼーリック代表に宛てた書簡 (02 年 9 月 3 日) で、また農業団体 (20 団体) も同じくゼーリック代表、ヴェネマン農務長官に宛てた書簡 (同 13 日) で、WTO 交渉を優先すべきであること、豪州 FTA 交渉の件はを振り出しに戻すべきであることを主張した。

[2002 年 11 月～]農業団体の分裂

農業団体は当初、上述のとおり米豪 FTA について反対の立場であった。ところが、2002 年 11 月に農業団体の反対運動は微妙に変化する。その契機となったのは、USTR が 11 月 6 日に開催した農業団体への説明会合である。この会合は、米国の農業団体が指摘してきた豪州の検疫制度の問題について、米国政府が豪州政府に対して相応の対応をとらせる努力をしてきたことを説明することが目的であった。集まった農業団体が、この説明会合の内容にどの程度納得したのかは定かでないが、ファームビューロー (AFBF) をはじめ多くの農業団体は「農業界内の家畜、砂糖生産者の強い反対があるため FTA を支持できないが、豪州は WTO で協調関係を維持すべき国である。そのため FTA に適切に対応することが重要である」として、その立場を軟化させる。彼らは、一方で FTA 交渉プロセスを後押しして、むしろ豪州の検疫制度問題の改善を期待したのである。このようにして、米国農業界は米豪 FTA への対応についてファームビューローを中心とする「容認派」と、砂糖団体や

牛肉団体を中心とする「反対派」に分裂する。そして 11 月 12 日、両グループはそれぞれ団体連名の書簡をゼーリック USTR 代表宛てに送付することになる。

米国農業界の容認派と反対派のゼーリック USTR 代表宛ての書簡

米豪 FTA の容認派	米豪 FTA の反対派
2002 年 11 月 12 日 10 団体によるゼーリック宛て書簡 「豪州との FTA 交渉の開始を受け入れる。ただし、これは最終合意を受け入れる意志があることを意味するわけではない」 署名： ファームビューロー（AFBF） アメリカ飼料産業協会 アメリカ大豆協会 全国ソルガム生産者協会 全国肉豚生産者協議会 米国カノーラ協会 米国鶏肉鶏卵輸出協議会 米国コーンシュガー精製業者協会 トウモロコシ精製業者協会 全国鶏肉協議会 （以上 10 団体）	2002 年 11 月 12 日 5 団体によるゼーリック宛て書簡 「FTA は実質的な利益をもたらさない」と主張。 署名： 全国肉牛生産者牛肉協会（NCBA） ナショナル・ファーマーズ・ユニオン 全国レンダラーズ協会 全国七面鳥連盟 アメリカ砂糖連盟（ASA） （以上 5 団体）

〔2003 年 3 月～〕 米豪 FTA 交渉の協議開始

米豪両国政府が FTA 交渉を開始すると発表したのは 2002 年 11 月 14 日で、第 1 回交渉ラウンド（協議）が開始されたのは翌 2003 年 3 月である。その後、交渉締結に向けて予定された交渉ラウンドは、同年 12 月にかけての 5 回である。この日程は、5 月 3 日にブッシュ大統領が示した「2003 年末までに交渉を完了させたい」という意向を反映した時間枠組みである。ブッシュ大統領がテキサスの自宅牧場にハワード首相を招待し、そこで会談した後の会見で表明したものであり、その後の協議を迅速化させようとする作用を果たした。

しかしながら、実際の協議日程の前半は遅々としていた。米国では、交渉締結に向けた国内手続きとして、FTA 締結にともなう経済影響予測に関するレポートを国際貿易委員会（ITC）が提出することになっているが、それが早くても 6 月という見通しだったことも一因である。このため、第 1 回、第 2 回の交渉ラウンドは両国の情報交換に時間を費やしたということだが、実質的には交渉が進展しなかった。

農産物市場アクセスに関する具体的な議論は、第 4 回交渉ラウンドにいたってようやく開始される。このことは、ラウンド終了後の共同記者会見（2003 年 10 月 30 日）でうかがい知ることができる。豪州側のデディ首席交渉官は、米国が関税割当によって制限している砂糖、乳製品、牛肉といったセンシティブ農産物を含めた市場アクセスの改善を強く要求したのに対して、米国側はそれを拒否したことを述べている。他方、米国は豪州の医薬

品価格管理制度（PBS）、テレビ番組の地元制作の要件、米国農業団体が批判してきた農産物検疫規制（SPS）の変更を要求したことを明らかにしている。

このようにして、最終ラウンドとして予定されていた12月の第5回交渉ラウンドでも協議は終結せず、時間切れとなる。そして、年明けの協議再開を約束して交渉ラウンドは終了する。

米豪 FTA 交渉の経過

2003 年 3 月 17 日～21 日，キャンベラ（豪） 第 1 回交渉ラウンド
2003 年 5 月 19 日～23 日，ホノルル（米） 第 2 回交渉ラウンド
2003 年 7 月 21 日～25 日，ホノルル（米） 第 3 回交渉ラウンド
2003 年 10 月 27 日～30 日，キャンベラ（豪） 第 4 回交渉ラウンド
2003 年 12 月 1 日～5 日，キャンベラ（豪） 第 5 回交渉ラウンド 期限内の交渉終了にいたらない。年明けに協議再開を約束
2004 年 1 月 19 日～2 月 8 日，ワシントン（米） 協議再開（最終交渉ラウンド）
2004 年 2 月 8 日 米豪 FTA に合意

(3) 米豪 FTA 交渉における砂糖の例外化プロセス

[砂糖の貿易自由化をめぐる利害]

交渉を難航させた要因の一つは、ブッシュ政権が砂糖、乳製品、牛肉といったセンシティブ農産物の市場アクセスについて、豪州側に満足させるオファーを提示しなかったことである。しかし FTA 協定において、このように市場アクセスの改善を認めないという例外をつくることは、米国内でも多くの反論があった。自由貿易を標榜する自国の対外政策の基本に反するとして、多くの議員や農業団体は、大統領及び USTR 代表宛てに書簡を送り、砂糖を含めた「例外なき自由化」を求めたのである。砂糖実需者である食品業界（キャンディ、チョコレート産業等）もまた砂糖の自由化を強く求めた。これらの業界は、国際価格より割高な原材料を利用しなければならず、しかも輸入される安価な最終製品とも競争しなければならない。シカゴ周辺の菓子産業地域では空洞化が深刻であり、関連産業を含めた雇用喪失が大きな地域問題となっていたからである。したがって、米豪 FTA 交渉の終盤において、とくに 2004 年 1 月の協議再開に向けた時期に入ると、砂糖団体をはじめとする「反対派」の主張は急速に力を失っていく。

[砂糖団体の政治的はたらきかけ]

ところが、2004 年 1 月 19 日に再開された最終協議は 2 月 8 日までつづき、最終的に砂糖だけが市場アクセス改善から除外されるという内容で合意にいたる。米国内の多くの反対を押し切り、また米国の対外政策の基本に反する政策（砂糖の例外化）がなぜ決定されたのであろうか。

この点について、もっとも重要局面となった最終協議の経緯を調査したところ、ブッシュ大統領の選挙対策という要因が浮かび上がった。米国が砂糖を協定事項から除外する最終決定をしたのは 2004 年 1 月半ばを過ぎてのことである。当時を知る関係者を訪問して得られた情報によれば、砂糖団体は 1 月 14 日（15 日という情報もあり）に大統領宛てに書簡を送っている。この書簡のなかで砂糖団体は、砂糖の生産州にはフロリダをはじめとして大統領選挙、議会選挙で重要な州があること、砂糖を自由貿易協定から除外しなければ 2000 年選挙時よりも大統領の再選は厳しくなるだろうという指摘をしたという。ここでのポイントは、当時の選挙責任者でもあったカール・ローブ大統領上級顧問に直接面会して説明したということである。ローブ上級顧問は、レーガン、父ブッシュ大統領の選挙活動で活躍してきた実績をもっており、この砂糖業界による働きかけに敏感に対応したのは明らかである。ちなみにゼーリック USTR 代表が「ブッシュ政権は砂糖の追加的市場アクセスを与えないことを決定した」と発表したのは 1 月 21 日である。したがって、これより以前の段階で、選挙参謀であるローブ大統領上級顧問が最終局面の重要な意志決定を行ったとみることができる。

なお、ブッシュ大統領が初当選した 2000 年選挙は、ゴア前副大統領との歴史的な接戦となったことで有名である。その最後のキャスティング・ボードを握ったのがフロリダ州であり、この地域で強い政治的影響力をもつのが砂糖業界である。しかも最後まで投票数を競った地域（パームビーチ郡ほか）はまさにサトウキビ生産地域と一致する。米国では、共和党と民主党が拮抗していて、どちらが勝利するかによって選挙形勢に大きな影響を与える州がいくつかある。このような「揺れる州」は「スウィング・ステート」と呼ばれ、フロリダ州もその一つである。2000 年大統領選挙時のフロリダ州の得票率差はきわめて僅かであり（第 3-5 表）、少数の票の動きが選挙結果を左右する状況であった。2004 年大統領選挙が近づくなかで、選挙人数が多い大票田のフロリダはきわめて重要な州であり、大統領府は砂糖業界の意向を重視せざるを得なかったのである。

第 3-5 表 2000 年大統領選挙時の勝敗の鍵を握った州 (Swing States)

州	ミシガン	オハイオ	ミズーリ	ウィスコンシン	フロリダ	アイオワ	テネシー
得票率差	5.1%	3.5%	3.3%	0.2%	0.01%	0.3%	3.0%
勝者	ゴア	ブッシュ	ブッシュ	ゴア	ブッシュ	ゴア	ブッシュ
選挙人数 (2004 年)	17	20	11	10	27	7	11

出典：Financial Times（2004 年 2 月 12 日付）

(4) 政策決定プロセスの構図

[鉄の三角形モデル]

米国の政策決定プロセスは、一般に「鉄の三角形」モデルで説明されることが多い。近年そのモデルは崩れつつあるといわれるものの、「利益団体」、「その利益を代表する議会の委員会」、「行政部の担当部署」の三者からなる構造は堅固で閉鎖的なため、政権や議会の多数派や指導部が交代しても比較的安定して存続すると考えられてきた。立法権限をもつ議会は、政策形成（法案作成）にもっとも大きな力を持ち、議員は献金や選挙協力を後ろ盾としてさまざまな個別利益（業界利益、地域利益）を代表するため、利益団体のロビー活動も議会を中心に展開されているといえる。他方、行政部は制度的にその権限が制約されているわけだが、対外交渉のために議会からファスト・トラック権限が認められているような場合、大統領が強力なリーダーシップを発揮できることがある。米国の政策形成または政策決定は、議会を中心としつつ、このような議会と大統領との力関係の綱引きのなかで決定されている。

以上のことを、農業分野における政策決定プロセスに置き換えるならば、「農業利益団体」、「議会の農業委員会・小委員会」、「農務省ほか」の三者による三角形を想定することができる。また貿易交渉における政策決定であれば、議会では「財政委員会」「貿易委員会」等が、また行政府では「大統領」「通商代表部」(USTR) が政策決定により直接的に関与する。

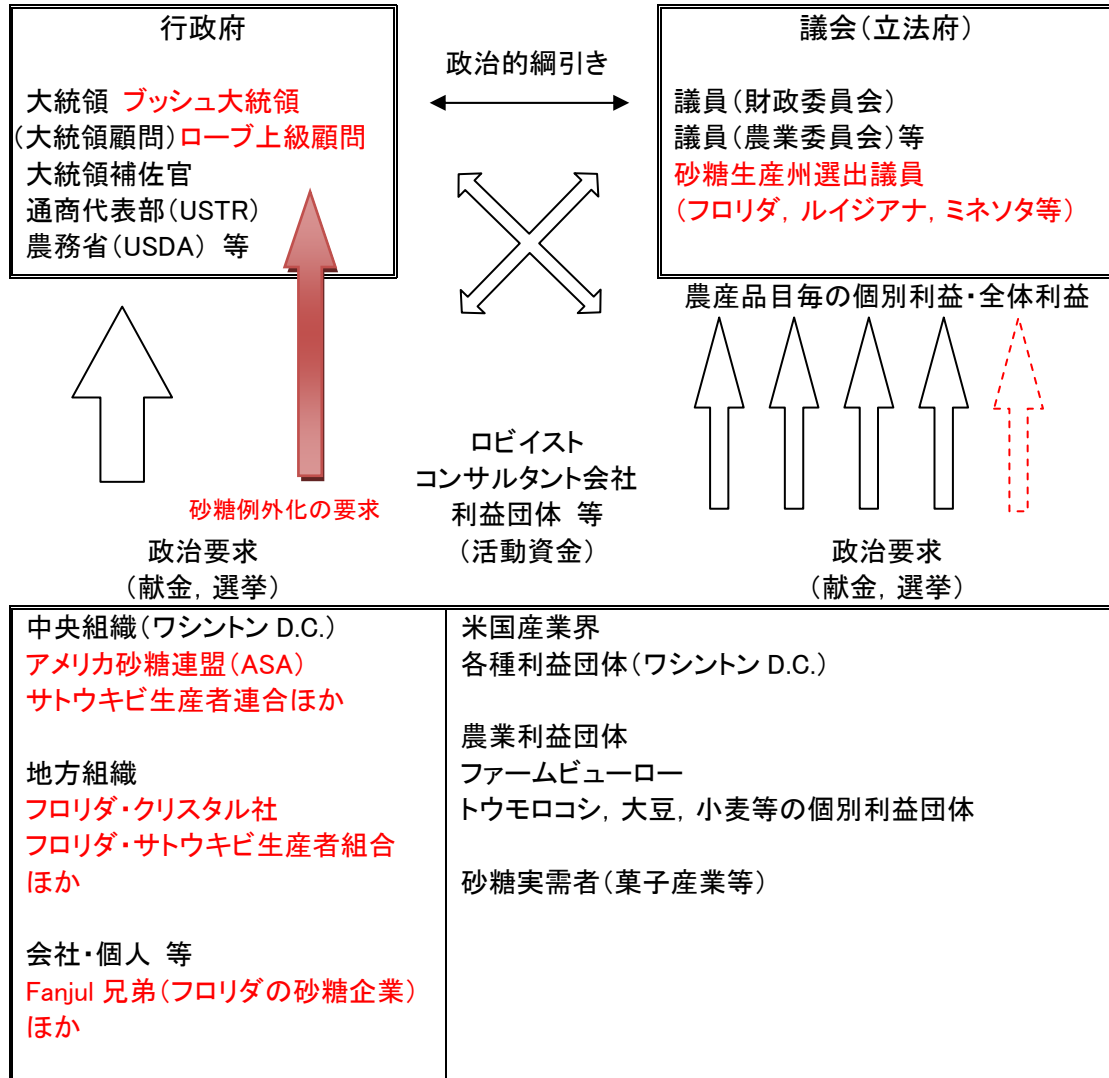
[米豪 FTA の政策決定プロセスの構図]

米豪 FTA 交渉をめぐっては、当初、米国内の農業団体は一致して反対したが、その後 2002 年 11 月にファームビューローをはじめとする多くの農業団体が交渉開始を容認し、農産物自由化もやむなしと態度を変化させた。その中で、砂糖団体などの自由化に反対するグループは、交渉の最終局面にさしかかって孤立してゆく。メディア情報等を調べる限り、圧倒的多数派による「砂糖を含めた自由貿易協定の締結」、「例外なき自由化」を要求する書簡が大統領や USTR 代表宛てに多数送付され、さまざまな政治活動が展開されていたことがわかる。それに対して、砂糖団体等のロビー活動は表面的に目立たなくなっていた。

ところが、このような状況で砂糖団体がとっていた手法は、自らの政治基盤（献金、選挙協力）となっている地域の政治力を最大限に生かすものであった。しかも、それを大統領府中枢の大統領顧問に集中的にピンポイントで働きかけるものだった。このような手法が成功した要因は、大統領選挙、議会選挙を間近にひかえた絶妙の時期であったこと、くわえて砂糖の生産地域が大統領選挙のキャスティング・ボードを握る地域であったこと、という条件が重なったことにある。

このことは、砂糖団体の本来の政治力といえるわけではなく、また砂糖だけが特別扱いをされた米豪 FTA が異例だったともいえる。しかしながら、米国の農業政策、貿易政策の基本に反する政策決定が、大統領選挙、議会選挙を間近にひかえた時期に実際になされたわけである。米豪 FTA 交渉の事例からその教訓を読み取るとすれば、政策決定プロセスと政治選挙の関係性に注目する必要性が高いこと、とくに大統領選挙、議会選挙の時期には地域的な選挙事情が農業政策、貿易政策に大きな影響を与えることがあり得るということである。

第 3-5 図 農業政策決定の構図



(黒字：一般型「例外なき自由化」の政治要求)

(赤字：砂糖団体の政治要求)

注) 筆者作成

[参考資料]

米豪 FTA の交渉経過と関連動向

(2001 年 4 月～)米豪 FTA の交渉前史

2001 年 4 月 12 日 豪州マーク・ヴェイル外務貿易大臣がブッシュ政権の新閣僚とワシントンで会合（ゼーリック USTR 代表，ヴェネマン農務長官，リンゼー大統領首席経済顧問）。 WTO 新ラウンドの重要性について，米豪 FTA の可能性について議論。 (Inside U.S. Trade, April 12, 2001)
2001 年 6 月 21 日 ヴェイル大臣が国際経済学センター（CIE）の研究成果を公表。 A Study by the Centre for International Economics (CIE) on a possible Australia-US FTA (Inside U.S. Trade, June 21, 2001)
2001 年 7 月 12 日 ワシントン DC 「米豪 FTA 推進同盟」（AAFTAC: The American-Australian Free Trade Agreement Coalition）が発足。広範な組織・企業のグループで，米国内の産業界，利害関係者等 5000 人以上が参加。 共同議長： ピーター・アイオヴィーノ（フォード自動車）Peter Iovino, Ford Motor Company ラッセル・ワイザー（アルコア）Russ Wisor, Alcoa ジョン・ゲイ（サウスコープ・ワイン）John Gay of SouthCorp Wines 議員 Phil Crane (R-IL) 歳入委員会 貿易小委員会委員長 David Dreier (R-CA) 下院運営委員会委員長 Cal Dooley (D-CA) 下院議員 その他 Doug Bereuter (R-NE), Porter Goss (R-FL), Jim Kolbe (R-AZ), Jim Moran (D-VA), Jim Leach (R-IA), Darrell Issa (R-CA), そして Michael Thawley, Australian Ambassador to the US. (在米オーストラリア大使) (Inside U.S. Trade, July 12, 2001)
2001 年 7 月 30 日 豪米閣僚協議（AUSMIN） 米豪間で毎年行われる会合で，政治外交，防衛協力，アジア太平洋地域の問題等について協議。プレス発表にてパウウェル国務長官が米豪 FTA について本格的に検討すると発言。 (Inside U.S. Trade, July 30, 2001)
2001 年 9 月 11 日 ワシントン ブッシュ大統領とハワード豪首相が会談。 ゼーリック USTR 代表とヴェイル豪外務貿易大臣が会談。 (WTO について議論。FTA の可能性，密接な経済関係の推進について確認) (Inside U.S. Trade, September 12, 2001)
2002 年 6 月 12 日 ハワード豪首相が米国議会で FTA 交渉をプッシュするスピーチ。 (Inside U.S. Trade, June 13, 2002)

(2002 年 7 月～)米国内の米豪 FTA 交渉反対の動き

2002 年 7 月 27 日 奈良 ヴェネマン農務長官は米国農業を保護すると発言。 (Inside U.S. Trade, July 30, 2002)
2002 年 9 月 13 日 農業団体が連名でゼーリック USTR 代表，ヴェネマン農務長官に書簡を送る。その中で，

豪州 FTA 交渉を振り出しに戻すことを要請。

署名団体

American Farm Bureau Federation

American Sheep Industry Association

American Sugar Alliance

National Association of Wheat Growers

National Cattlemen's Beef Association

National Chicken Council

National Corn Growers Association

National Cotton Council

National Milk Producers Federation

National Potato Council

National Renderers Association

National Turkey Federation

Rice Millers' Association

United Fresh Fruit and Vegetable Association

USA Poultry and Egg Export Council

U.S. Beet Sugar Associates

U.S. Dairy Export Council

U.S. Rice Producers' Group

U.S. Wheat Associates

Wheat Export Trade Education Committee

(Inside U.S. Trade, September 16, 2002)

(2002 年 11 月) 豪州 FTA 交渉への対応をめぐる農業団体の分裂

2002 年 11 月 6 日

USTR と農業団体の会談

USTR 首席農業交渉官 Allen F. Johnson からファームビューローへの書簡

ファームビューローおよびその他の農業団体は、2001 年 8 月に PSP 問題について提起した。それを契機に、USTR と USDA は、豪州政府担当者との間で、この問題を解決するため、広範囲に及ぶ詳細な討議と、個別案件の対応を説明。

豪州側の対応として、2002 年 1 月に政府機関「バイオセキュリティ・オーストラリア」(BA) が SPS 規制手続きを規定したレポートを公表したと説明。

* 上記の書簡と説明会合を契機に、農業団体の FTA への対応の足並みが乱れる。ファームビューローなどは、業界内の家畜、砂糖生産者の反対があるため、FTA にいかなる支持も与えられないと発言。その一方で、FTA を農業問題に適切に対応したものとするためには、交渉立ち上げを支持することが重要だとも主張。

* 関係筋の話として、USTR は豪州 FTA には安全保障上の意味合いがあることを強調したと伝えている。

(Inside U.S. Trade, November 06, 2002)

2002 年 11 月 12 日

米豪 FTA 交渉の開始を受け入れる書簡

農業団体 (ファームビューロー等の多数派) がゼーリック USTR 代表に宛てた書簡

「われわれは、豪州との FTA 交渉の開始を受け入れるが、最終合意を受け入れる意志があることを意味するとは限らない」

ただし「FTA 交渉は WTO 農業交渉と歩調を合わせて実施されるべきである。自らが不利になるような FTA には賛成しない」ことを付け加えた

(署名団体)

アメリカン・ファーム・ビューロー (AFBF)

アメリカ飼料産業協会 アメリカ大豆協会 全国ソルガム生産者協会 全国肉豚生産者協議会 米国カノーラ協会 米国鶏肉鶏卵輸出協議会 米国コーンシュガー精製業者協会 トウモロコシ精製業者協会 全国鶏肉協議会（以上、10 団体） (Inside U.S. Trade, November 12, 2002)
2002 年 11 月 12 日 <u>米豪 FTA 交渉の開始に反対する書簡</u> 農業団体（牛肉、砂糖団体等の少数派）がゼーリック USTR 代表に宛てた書簡 「FTA は実質的な利益をもたらさない」と主張。 （署名団体） 全国肉牛生産者牛肉協会（NCBA） 全国ファーマーズ・ユニオン 全国レンダラーズ協会 全国七面鳥連盟 米国砂糖産業（以上 5 団体） (Inside U.S. Trade, November 12, 2002)
2002 年 11 月 14 日 （FTA 交渉開始に合意） ゼーリック USTR 代表が、ヴェイル外務貿易大臣、その他内閣閣僚と会談 FTA 交渉を開始すると発表 (Inside U.S. Trade, November 15, 2002)

（2003 年 3 月～12 月）米豪 FTA の交渉ラウンド

2003 年 3 月 17 日～21 日、キャンベラ（豪） <u>第 1 回交渉ラウンド</u> 基本事項について情報交換。 米豪両国の協議は、13 の交渉グループ（商品、原産地ルール、農業、サービス、投資、知的財産、競争政策、基準、技術的障壁、貿易救済、労働基準、環境、紛争処理および執行規定）で議論。 (Inside U.S. Trade, March 28, 2003)
2003 年 5 月 3 日 ブッシュ大統領が、米豪 FTA 交渉を 2003 年末までに完了させたい、と発言。 「今年末までに協議を終わらせるという考えは、もちろん 2004 年に議会を通過させることである」と、テキサスの牧場でハワード首相と会談した後の共同会見で発言。 * 協議のより迅速な時間枠組みは、豪州がイラク戦争で米国を支援したこと、国連で交渉を進展させたことに対する、豪州へのご褒美であると見られた。 (Inside U.S. Trade, May 9, 2003)
2003 年 5 月 19 日～23 日、ホノルル（米国） <u>第 2 回交渉ラウンド</u> 多くの議論があったということだが、特段の進展はない 米国側は、市場アクセスに関する提案は 6 月までできない。国際貿易委員会（ITC）の米豪 FTA の関税自由化の影響に関する報告書がまとまる必要がある。 今回の交渉期間中、ほとんどの領域で交渉のテキストが交渉テーブルに載せられたが、そ

の内容については一切明らかにされなかった。 (Inside U.S. Trade, May 23, 2003) (Inside U.S. Trade, May 30, 2003)
2003 年 6 月 6 日 アメリカ砂糖連盟 (ASA) が, USTR と労働省にコメント (要請書) を提出。 豪州産砂糖の関税を削減ないし撤廃することは, 米国市場の大きな不安定要因だ。急速な生産者価格と所得の低下, 雇用の大きな喪失につながると述べる。 (Inside U.S. Trade, June 6, 2003)
2003 年 6 月 18 日 アメリカ砂糖連盟 (ASA) が, 下院農業委員会の農業貿易交渉に関する公聴会で, 砂糖業界の現状と米豪 FTA に対する見解を証言する。 (Inside U.S. Trade, June 18, 2003)
2003 年 7 月 21 日～25 日, ホノルル (米) 第 3 回交渉ラウンド 米豪両国は市場アクセスに関するオファーをようやく交換。しかし, オファーの初回ラウンドは, 豪州はより積極的な立場をとり, 米国はより留保することとなり, 市場アクセスまでふれることができなかった。 (Inside U.S. Trade, July 25, 2003)
2003 年 7 月 25 日 ゼーリック USTR 代表とヴェイル貿易相がワシントンで会談。 ヴェイル貿易相はワシントン滞在中に, さらに下院農業委員長 Bob Goodlatte (共和, ヴァージニア), 上院野党農業委員会メンバーの Max Baucus (民主, モンタナ) と会談。FTA 交渉の米国議会におけるキー・プレイヤーとみなしているため。 (Inside U.S. Trade, July 25, 2003)
2003 年 10 月 27 日～30 日, キャンベラ (豪) 第 4 回交渉ラウンド 農産物の米国市場へのアクセスが交渉の焦点になる。 協議後の共同会見で両国の首席交渉官は「ゼーリック USTR 代表とヴェイル貿易相が交渉の終結までに, センシティブ領域の条項を解決するために会談しなければならないだろう」と述べる。 (Inside U.S. Trade, October 31, 2003)
2003 年 12 月 1-5 日, キャンベラ (豪) 第 5 回交渉ラウンド 農業分野においても進展があったが, 交渉終結にいたらない。 豪州側は, 米国が関税割当によって制限している砂糖, 乳製品, 牛肉といったセンシティブ農産物を含めた市場アクセスの改善を期待しているが, 米国側のオファーは満足できるものではなかった, とのこと。 米国は, 中米諸国との自由貿易協定 (CAFTA) 交渉が終わるまで, 豪州との砂糖の協議について動くことはできない, とのこと (補注: 12 月 19 日に締結)。 結果的に, 年明けに協議再開を約束。 (Inside U.S. Trade, December 5, 2003)

(2004 年 1 月～2 月) 米豪 FTA の協議延長 (最終交渉ラウンド)

2004 年 1 月 15 日 砂糖産業は, ブッシュ大統領宛ての書簡 (1/14 と 1/15 の情報あり) で「新たな中米 FTA について, 当該地域からの砂糖輸入の拡大というオファーを取り下げなければ, “つよく反対する”であろう」と警告。 (Financial Times, Friday January 16, 2004)
2004 年 1 月 15 日

豪州ヴェイル貿易相は、交渉が難航している理由として「砂糖」について言明。 また、ブッシュ政権が政府の交渉姿勢に対する議会の反応を注意深く観察（調査研究）していること、USTR が議会の支持を十分に得られているかを確かめていること、について発言。 (Daily News, Wednesday, January 21, 2004) (Inside U.S. Trade, January 23, 2004)
2004 年 1 月 19 日～2 月 8 日, ワシントン (米) 協議再開(最終交渉ラウンド) USTR 事務局は、協議にさきがけて市場アクセス提案（オファー）を許可されている助言者および議会スタッフに提示したが、そこに砂糖に関するオファーがなかった（情報筋による）。 (Daily News, Wednesday, January 21, 2004) (Inside U.S. Trade, January 23, 2004)
2004 年 1 月 20 日 アメリカ砂糖連盟（ASA）が、米国砂糖産業は豪州 FTA 案で砂糖が含まれることに反対すると意見発表。 他方、下院歳入委員会（貿易小委員会）の幹部 3 名が連名で大統領宛て書簡を送る。豪州産砂糖の市場アクセスを協定に含めるべきだ、米国内の砂糖市場を開放する機会である、と主張。 (Inside U.S. Trade, January 20, 2004)
2004 年 1 月 21 日 <u>ブッシュ政権が、豪州に砂糖の追加的市場アクセスを与えることに反対することを決定。</u> その他の領域（牛肉、乳製品、タバコ、綿）は、関税割当の調整を通じて追加的市場アクセスを与える方向。 ある情報筋によると、政府が砂糖市場を豪州に開放することを嫌っているのは、国内の砂糖生産者からの強力な反発を避けようとしているようだ。彼らは先月、中米 4 カ国と締結した CAFTA の市場アクセス条項を激しく拒絶している。 ある情報筋によると、ブッシュ政権は選挙の票数（votes）を数えている、そして、その決定は「とても政治的」だと話したという。 (Daily News, Wednesday, January 21, 2004)
2004 年 1 月 22 日 下院議員が大統領宛てに書簡を送る。 ブッシュ大統領をつよく支持してきた下院議員 Cal Dooley (D-CA) と下院農業委員会副委員長 John Boehner (R-OH) は、米豪 FTA において砂糖を除外することに反対し、「例外なき政策」を支持している、と伝える。 (Inside U.S. Trade, January 22, 2004) (Inside U.S. Trade, January 23, 2004)
2004 年 1 月 23 日 米国政府は砂糖オファーを保留。 ブッシュ政権は、豪州との二国間自由貿易協定において、豪州に砂糖の追加的市場アクセスをオファーすることに反対する決定。 <u>ゼーリック USTR 代表は、米国の立場は豪州に砂糖のいかなる市場アクセスの拡大も与えないことだ、と発言。</u> (Inside U.S. Trade, January 23, 2004)
2004 年 1 月 23 日 上院議員が USTR 代表に書簡。砂糖を含めた「例外なき FTA」締結を支持すると表明。 (署名議員) Rick Santorum (共和, PA), Peter G. Fitzgerald (共和, IL), John Ensign (共和, NV), Richard G. Lugar (共和, IN), Arlen Specter (民主, PA), Don Nickles (共和, OK), John E. Sununu (共和, NH), Lincoln D. Chafee (民主, RI), Lamar Alexander (共和, TN)

(Inside U.S. Trade, January 30, 2004)
2004 年 1 月 26 日, ワシントン <u>ゼーリック USTR 代表とヴェイル貿易相の協議</u> ゼーリックは, ヴェイルに対して, 以前示した米国の TRQ オファーの微調整版 (最初の浮き球として先週示されたもので, 1 月 26 日の会談で豪州産の乳製品および牛肉について示したもの) をオファーしたが, ヴェイルはそれを不十分なものとして拒否した, という。 (Inside U.S. Trade, January 30, 2004) (Inside U.S. Trade, January 23, 2004)
2004 年 2 月 5 日 23 の農業団体が連名でブッシュ大統領宛てに書簡を送る。砂糖, 牛肉を除外しないように要望。 (署名団体) American Feed Industry Association American Frozen Food Institute American Meat Institute American Soybean Association California Farm Bureau Federation Corn Refiners Association Grocery Manufacturers of America National Confectioners Association National Corn Growers Association National Food Processors Association National Grain and Feed Association National Grain Trade Council National Oilseed Processors Association National Pork Producers Council North American Export Grain Association Pet Food Institute Sweetener Users Association U S Wheat Associates US Grains Council USA Poultry & Egg Export Council USA Rice Wheat Export Trade Education Committee Altria Group, Inc.
2004 年 2 月 8 日 <u>米豪 FTA 交渉が合意</u> 米豪両国は自由貿易協定の交渉が終了したことを発表。 砂糖の新しい市場アクセスを除外し, 米国の牛肉および乳製品を豪州との競争から大幅に保護するものとなる。 (Daily News - Sunday, February 08, 2004)

(2004 年 2 月～2005 年 1 月) 米豪 FTA の発効手続き

2004 年 2 月 13 日 ブッシュ大統領は上下両院宛てに書簡を送る。 政府は米豪 FTA 協定に署名する意向であることを通知し, FTA の議会承認を委ねる。 (90 日間: 下院で 6 月下旬まで, 上院はその 1 ヶ月後までに通過しなければならない) (Inside U.S. Trade, February 20, 2004)
2004 年 5 月 18 日 米豪 FTA 協定の署名 (ゼーリック USTR 代表, ヴェイル貿易相)
2004 年 7 月 米豪 FTA を議会が承認

2004 年 8 月 3 日 ブッシュ大統領が米豪 FTA の実施規則（法）に署名
2005 年 1 月 1 日 米豪 FTA の発効